

20 原機（大速）019

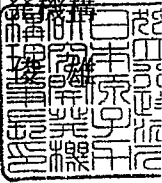
平成 21 年 2 月 23 日

文 部 科 学 大 臣

塩 谷 立 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構

理 事 長 岡 崎



独 立 行 政 法 人 日 本 原 子 力 研 究 開 発 機 構
大 洗 研 究 開 発 セ ン タ ー（南 地 区）原 子 炉 設 置 変 更 許 可 申 請 書
（ 高 速 実 験 炉 原 子 炉 施 設 の 変 更 ）
の 工 事 計 画 の 変 更 の 届 出

平成 19 年 5 月 25 日 付 け 18 諸 文 科 科 第 640 号 を も っ て 設 置 変 更 許 可 を 受 け た 独 立 行 政 法 人 日 本 原 子 力 研 究 開 発 機 構 大 洗 研 究 開 発 セ ン タ ー（南 地 区）原 子 炉 設 置 変 更 許 可 申 請 書（高 速 実 験 炉 原 子 炉 施 設 の 変 更）の 記 載 事 項 の う ち、「五 工 事 計 画」（平 成 19 年 5 月 25 日 付 け 18 諸 文 科 科 第 640 号 を も っ て 許 可）を 変 更 し た い の で、核 原 料 物 質、核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉 の 規 制 に 関 す る 法 律 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、下 記 の と お り 届 け 出 ます。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 独立行政法人日本原子力研究開発機構
住 所 : 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 49
代表者の氏名 : 理事長 岡崎 俊雄

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 : 独立行政法人日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター（南地区）
所 在 地 : 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番

三 変更の内容

別紙1のとおり。

四 変更の理由

高速実験炉「常陽」は、平成19年11月9日付けで提出した「高速実験炉「常陽」計測線付実験装置との干渉による回転プラグ燃料交換機能の一部阻害について」の法令に基づく報告に係る対応として、炉心上部機構の補修・交換や計測線付実験装置の回収方法等の検討を進めており、この検討結果を受けて復旧のための対策や工程を決定することになるので、現時点で工事計画を定めることができない。

このため、平成19年5月25日付け18諸文科科第640号をもって設置変更許可を受けた独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）の記載事項のうち、「五 工事計画」（平成19年5月25日付け18諸文科科第640号をもって許可）を「未定」として届け出ることとし、上記の復旧のための対策が決定次第、工事計画を見直し、変更に係る届出を行うこととする。

工 事 計 画

[高速実験炉原子炉施設]

項 目	20	21	22	23	24
平成年度					
照射用実験装置の追加			未 定		
原子炉出力制御方式の追加					
			未 定		

※ 炉心温度の低温化については工事を要しない。